要 目 次

例

千葉県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

条

例

千葉県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和五年十二月二十五日

千葉県知事 熊 谷 俊 人

千葉県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

の一部を次のように改正する。 第八条第三項中「百分の二百十五」を「百分の二百二十五」に改める。

第二条 千葉県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「百分の二百二十五」を「百分の二百二十」に改める。

則

(施行期日等)

ら施行する。 この条例は、 公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日か

例」という。)の規定は、 第一条の規定による改正後の千葉県議会議員の議員報酬等に関する条例(以下「新条 令和五年十二月一日から適用する。

2

<u>令和 5 年 12 月 25 日 (月曜日)</u> (期末手当の内払)

期末手当の内払とみなす。 員の議員報酬等に関する条例の規定により支給された期末手当は、新条例の規定による 新条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の千葉県議会議

外

令 和 5 年 12

月 25

日

	号外第93号	千	葉	県	報	<u>令和5年12月25日(月曜日)</u>
瞎						
購 読 料						
本号						
<u></u> 部						
六円						
発行						
購読申込先						
2先 千葉市中央区市場町一番一号						
中 央 区 古						
場町一						
番 一 号						
千〇四二						
〇四三(二二三)二六五八						
= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =						
六 五 八 県						=